

事務連絡  
令和2年10月20日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者の働き方改革推進室

「医師の働き方改革に関する補助金等のご案内」（周知依頼）

平素から厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では2024年度からの勤務医の時間外労働上限規制開始に向けて、令和2年度予算で、医師の働き方改革を後押しする補助金等を設けております。

つきましては、補助金等の概要について、別添パンフレットに取りまとめましたので、会員病院に対して周知いただくよう、ご協力よろしく願いいたします。

なお、補助金等の詳細については、「いきサポ」から確認することができますので、申し添えます。（いきサポ：<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>）

医療機関の管理者の皆様へ



# 医師の働き方改革

皆様の病院に月80時間以上残業している勤務医はいませんか？

まずは労働時間短縮（時短）のための計画を策定してみましょう！

地域に必要な医療を提供し時短に取り組む医療機関を支援をします。

将来的にいわゆる（A）水準を目指す医療機関なども含みます。

## 「令和2年度タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業」

医師の働き方改革を進めるため、病院による勤務環境改善の取組の実施及び普及活動に対する支援を行うとともに、その取組事例の周知等を行うこととしております。

### 補助金スキーム

11/30応募〆切  
(予算がなくなり次第終了)

厚生労働省

申請 ↑ ↓ 補助

補助事業者（日本経営）

申請 ↑ ↓ 補助

上限額：各事業ごとに設定

間接補助事業者  
(医療機関、医療関係団体)



事業の詳細はこちら

→<https://iryu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/mhlw/r02/>

令和2年度タスク事業

検索

## 「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行うこととしております。

### 補助金スキーム

※対象医療機関は限られています。

※令和2年度新設された診療報酬における「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は対象外です。

都道府県

申請 ↑ ↓ 補助

### 【対象医療機関】

- ・救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が**1000件以上2000件未満**
  - ・救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が1000件未満のうち、夜間・休日・時間外入院件数が**500件以上**等の要件を満たす医療機関
- ※対象医療機関の要件、スケジュール等の詳細は都道府県へお問い合わせください。

## 病院長向けの「トップマネジメント研修会」

昨年度に引き続き、医師の働き方改革について最新情報含めた研修会を11/4以降全国でWeb開催（事務部長等の同席も可能）

研修申込はここから

→<https://iryu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

いきサポ

検索

